

令和7年度 第2回 瑞穂町総合教育会議 次第

日時：令和8年2月5日（木）午前10時から

場所：会議室2-1・2-2（災害対策室）

1 開 会

2 町長挨拶

3 議 題

（1）第5次瑞穂町長期総合計画後期基本計画の策定について

（2）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について

（3）瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和8年度主要施策について

（4）瑞穂町立学校における働き方改革推進プラン（改訂版）（案）について

（5）その他

4 閉 会

【資料等】

令和7年度 第2回瑞穂町総合教育会議 席次

資料1 第5次瑞穂町長期総合計画後期基本計画の策定について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について

資料2 瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和8年度主要施策

資料3 瑞穂町立学校における働き方改革推進プラン（改訂版）（案）

令和7年度 第2回 総合教育会議 席次

会議室2-1・2-2 (災害対策室)

窓

窓

大井 克己 教育長

山崎 栄 町長

関谷 忠
教育長
職務代理者

小作 正人
副町長

村上 豊子
教育委員

町田 陽生
企画部長

日野 元信
教育委員

目黒 克己
教育部長

白石 渚
教育委員

稲富 泰輝
教育指導課長
(説明補助員)

事務局
庶務係主事
佐久間 翔大

事務局
庶務係長
栗原 崇行

事務局
学校教育課長
大澤 達哉

傍聴

傍聴

傍聴

傍聴

入口

窓

窓

窓

壁

壁

壁

1 第 5 次瑞穂町長期総合計画後期基本計画の策定について

1 策定の概要

第 5 次瑞穂町長期総合計画の計画期間は令和 7 年度で前期 5 年間で終了します。基本構想に掲げた将来都市像「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ」の実現に向け、社会経済情勢の変化や町民意識の動向などを踏まえ、計画期間の中間年度に基本計画の部分を見直し、後期基本計画として改めて策定するものです。令和 6 年度から 2 か年で策定に取り組み、令和 7 年 1 2 月の町議会定例会に計画案を議案として上程し、長期総合計画後期基本計画特別委員会での審議を経て可決されました。

後期基本計画は、時代の変化に対応しながら、活力と魅力あふれるまちづくりを進めるとともに、多摩都市モノレール延伸を見据え、多くの相乗効果を念頭に、分野横断的な施策展開を図るための方針を示した計画となるよう留意し、令和 1 2 年度までの 5 年間で取り組むべき施策を体系化し内容を明らかにしたものです。

2 主な特徴

多摩都市モノレール延伸と関わる施策について、延伸を契機に新たな地域のポテンシャルを引き出すため、分野横断的に取り組む施策であることを示す「モノレールマーク」を新たに追加し関連施策に表示します。また、歴史的転換期を迎える多摩都市モノレール延伸によるまちづくりを全庁的に取り組むことを示し、モノレールの相乗効果を考慮した施策に見直しを行い、考えられる相乗効果の一例を示します。

また、全体的に既存施策の重点化を図るなど、メリハリを考慮した計画とします。

例) 基本目標 4 「つながりと活力にあふれるまち」

施策分野 2 「商工業」

施策 4 「新しい産業の創出・イノベーション」 ← モノレール

- ・ 主要な取組：多摩都市モノレール No. 6 駅周辺における、
産業近代化拠点などの研究・検討

〈相乗効果の一例〉産業の活性化が期待できる等

3 主な策定経過

令和 6 年度

- ・ 策定委員会 4 回開催
- ・ 専門部会 全体会 3 回、企画部会 1 回開催
- ・ 住民意識調査（アンケート調査）
 - ①対象人数 町内在住 3, 0 0 0 人（1 8 歳以上無作為抽出）
 - ②調査期間 令和 6 年 9 月 6 日～9 月 3 0 日
 - ③回収数 1, 3 7 2（回収率 4 5. 7 %）

- ・基礎調査 各種統計データ等による基礎調査等
- ・全員協議会報告 2回

令和7年度

- ・策定委員会 5回開催
- ・専門部会 各部会1回開催
- ・各課ヒアリング 3日間
- ・意見募集（住民及び議員）
- ・行政評価委員会 1回
- ・全員協議会報告 1回
- ・町議会定例会（長期総合計画後期基本計画特別委員会で審議）議決

4 今後の予定

- ・計画書の完成、公表・周知、関係機関等への配付（3月）

2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について

1 概要

令和7年11月に閣議決定された「強い経済を実現する総合経済対策」において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を拡充する旨が盛り込まれ、同年12月に国の補正予算が成立しました。

その中で、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、食料品の物価高騰に対する支援が措置されることになり、推奨事業メニューの中で、市区町村が対応する必須項目として、「食料品の物価高騰に対する支援についての特別加算」が設けられました。

○国の補正予算 令和7年12月16日成立

推奨事業メニュー分：2兆円

（うち「食料品の物価高騰に対する特別加算」：4,000億円）

○町への交付限度額

推奨事業メニュー分：2億1,963万4千円

（うち「食料品の物価高騰に対する特別加算」：8,927万8千円）

2 町の経済対策事業

(1) 全町民に対する生活者支援

・食料品等物価高騰対策家計応援金給付事業（事業費：1億9,034万7千円）

⇒町民1人あたり一律5,000円の現金給付

(2) 町内事業者等に対する支援

・農業者物価高騰臨時対策事業（事業費：240万5千円）

・中小企業者等物価高騰臨時対策事業（事業費：4,175万8千円）

⇒農業者、中小企業者等に対する1事業者あたり上限60,000円の補助

(3) 福祉施設等に対する支援

・障害者施設等物価高騰緊急対策事業（事業費：34万6千円）

・保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業（事業費：393万1千円）

・地域密着型介護サービス事業所物価高騰臨時対策事業（事業費：117万6千円）

⇒利用者に価格転嫁できない、光熱費等の物価高騰相当分の支援

(4) 福生病院企業団に対する支援

・福生病院企業団物価高騰緊急支援金（事業費：201万6千円）

⇒地域医療の核となる福生病院に対する2市1町が連携した支援

※国の交付金を活用した具体的な事業内容は、地域の実情に応じて各市区町村が判断するとされています。

3 その他

1月29日の町議会臨時会で関連する補正予算についての議決をいただき、現在、準備を進めています。

瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針
及び
令和8年度瑞穂町教育委員会主要施策

令和8年 月

瑞穂町教育委員会

瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置付けと構成

将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち
～ “そうぞう” しよう みらいにずっとほこれるみずほ～

教育目標

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

基本方針

人権尊重と社会貢献の精神の育成

確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

安全な学校と信頼される教育の確立

生涯学習の推進と施設・環境の整備

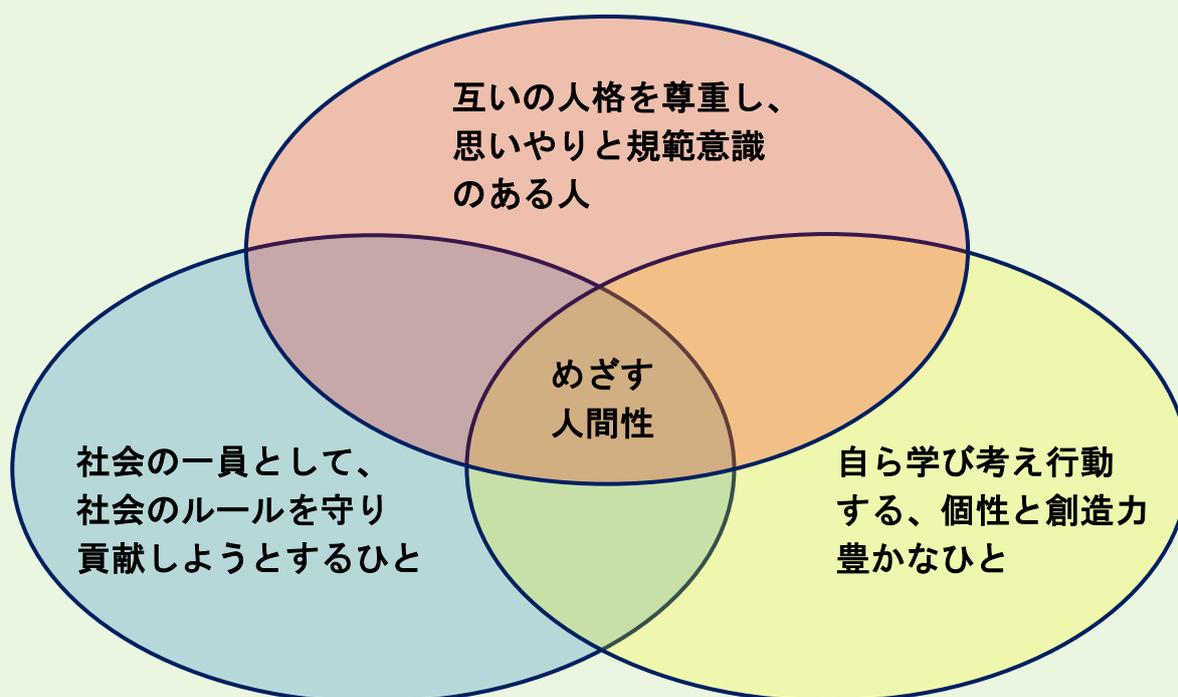
1 瑞穂町教育委員会の教育目標

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域社会との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進します。

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



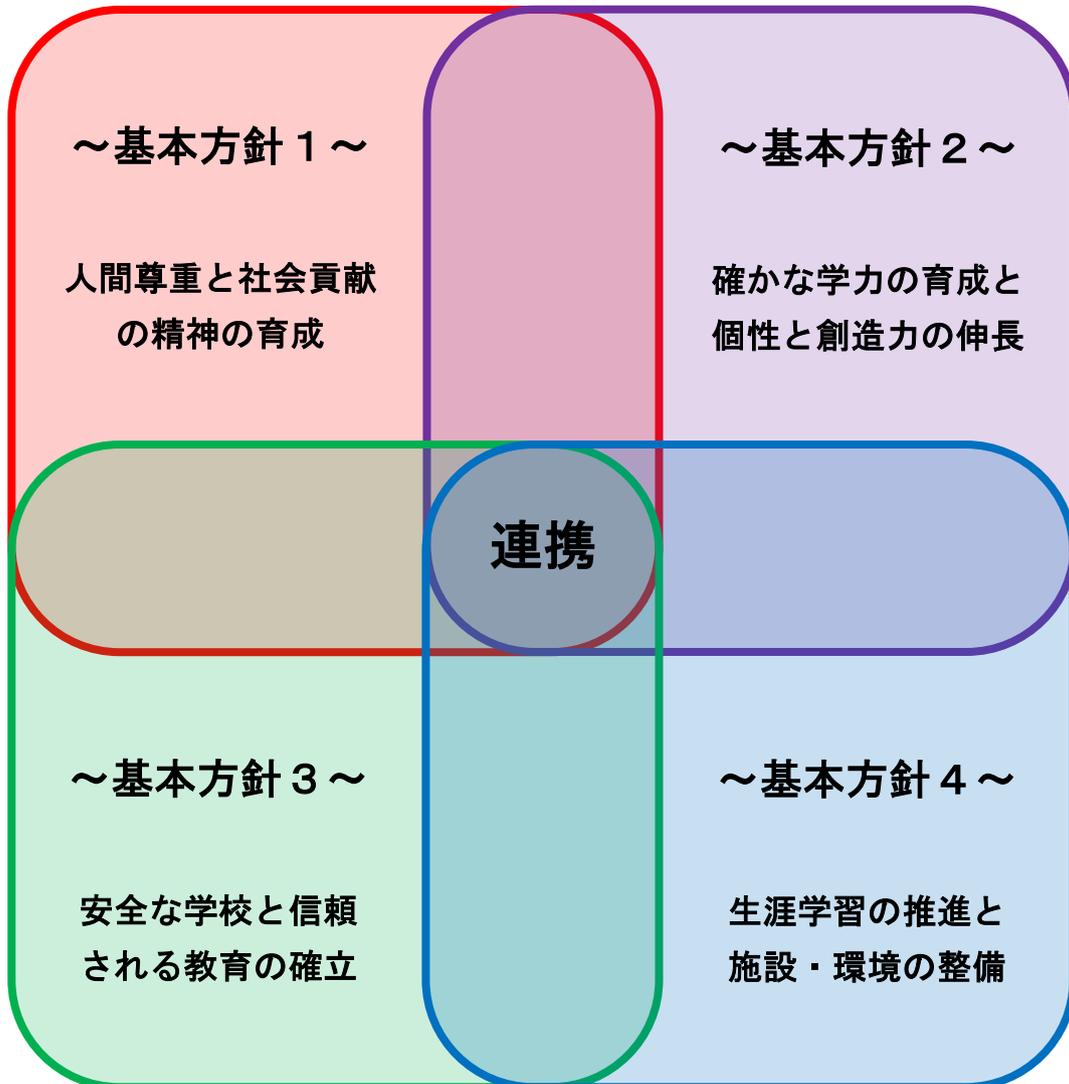
また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指します。

瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」(第5次瑞穂町長期総合計画の将来都市像/計画期間:令和3年度～令和12年度)の実現に向けて、積極的に教育行政を推進します。

2 瑞穂町教育委員会の基本方針

瑞穂町教育委員会の教育目標を達成するため、以下の基本方針に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、総合的に教育施策を推進します。



3 瑞穂町教育委員会の基本方針と令和8年度主要施策

基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神の育成

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

『基本方針実現のための方向性』

- 1 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む
- 2 社会の持続的な発展を牽引する力とグローバルに活躍する人材を育む

【主要施策】

- 1-1-(1) 人権教育の推進《教育指導課》
- 1-1-(2) 道徳教育の充実《教育指導課》
- 1-1-(3) 情報モラル教育の推進《教育指導課》
(ストップ22の取組強化)
- 1-1-(4) いじめに対する指導の徹底と子どもに寄り添った丁寧な対応《教育指導課》
- 1-1-(5) SOSの出し方(自殺防止)に関する教育の推進《教育指導課》
- 1-1-(6) 人権教育を基盤にした生活指導の充実《教育指導課》
- 1-2-(1) ふるさと学習「みずほ学」とSDGsの視点に立った主権者教育の推進
《教育指導課・図書館》
- 1-2-(2) 英語教育、国際交流の推進《教育指導課・社会教育課》
- 1-2-(3) 日本の伝統・文化理解教育の推進《教育指導課》

基本方針2 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、確かな学力の育成を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進する。

『基本方針実現のための方向性』

- 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む
- 2 健やかな体を育て、健康的に生活する力を育む
- 3 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む

【主要施策】

- 2-1-(1) 学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進《教育指導課》

- 2-1-(2) 生きてはたらく基礎的な知識・技能の習得を図る教育の推進《教育指導課》
- 2-1-(3) 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進
《教育指導課》
- 2-1-(4) 読書活動の推進《教育指導課・図書館》
- 2-2-(1) 体力向上と健康教育の推進《教育指導課・社会教育課》
- 2-2-(2) 部活動指導への支援《教育指導課》
- 2-2-(3) 食育と食物アレルギー対策の推進《学校教育課・教育指導課》
- 2-3-(1) キャリア教育の推進《教育指導課・社会教育課》
- 2-3-(2) 特別支援教育の推進《教育指導課》
- 2-3-(3) 不登校対策の推進《教育指導課》

基本方針3 安全な学校と信頼される教育の確立

子どもたちが安全で安心した学校生活を送るために、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、学校、家庭、地域の協働と町民の教育参加を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

『基本方針実現のための方向性』

- 1 安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力を育む
- 2 みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成
- 3 学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の推進
- 4 学校・家庭・地域が連携・協働する教育活動の推進
- 5 効率的で透明性の高い開かれた学校の推進

【主要施策】

- 3-1-(1) 安全・安心かつ快適な学校施設の維持・整備の推進《学校教育課》
- 3-1-(2) 今後の町立小・中学校の適正規模の研究《学校教育課》
- 3-1-(3) ICT環境の維持・整備の推進《学校教育課》
- 3-1-(4) 安全教育の推進と通学路等の安全の確保《学校教育課・教育指導課》
(地域防災教育の推進)
- 3-1-(5) 就学・進学に関する援助の推進《学校教育課》
- 3-1-(6) 学校給食費無償化等の推進、国による支援の要請《学校教育課》
- 3-1-(7) GIGAスクール構想の推進《学校教育課・教育指導課》
- 3-2-(1) 瑞穂町の教育に尽力したい教員の確保《教育指導課》
- 3-2-(2) 職層に応じた教員研修や次の職層を意識した教育研修の推進《教育指導課》
- 3-2-(3) 教育課題や瑞穂町の施策を推進する委員会・連絡会の設置《教育指導課》
- 3-2-(4) 校内研究・指定校研究の推進《教育指導課》
- 3-2-(5) 教職員の服務事故を防止する研修の推進《教育指導課》
- 3-3-(1) 教員の職務を支援する施策の展開《学校教育課・教育指導課》

- 3-3-(2) 職員の在校等時間の適切な把握と意識改革の推進《学校教育課・教育指導課》
- 3-4-(1) 地域学校協働活動による学習や安全対策等、学校支援の推進
《教育指導課・社会教育課》
- 3-4-(2) 青少年の健全育成の推進《社会教育課》
- 3-4-(3) 保護者の教育参加の推進と家庭教育を担う保護者等への支援《教育指導課》
- 3-4-(4) 社会に開かれた教育課程と学校運営連絡協議会や第三者評価による学校経営の推進
《教育指導課》
- 3-5-(1) 学校開放（校庭・体育館）の推進《社会教育課》
- 3-5-(2) 教育委員会事業の広報《学校教育課》

基本方針4 生涯学習の推進と施設・環境の整備

活力ある社会を築いていくために、個人の生活を充実するとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、町民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、施設や環境の整備に努める。

『基本方針実現のための方向性』

- 1 生涯学習・青少年健全育成・スポーツの推進と環境の充実
- 2 図書館・郷土資料館及び耕心館の事業推進と活用・環境の充実

【主要施策】

- 4-1-(1) 生涯学習の推進《社会教育課》
- 4-1-(2) 子どもの居場所づくり・青少年の健全育成《社会教育課》
- 4-1-(3) 豊かな文化の創造と交流機会の提供《社会教育課》
- 4-1-(4) 第2次スポーツ推進計画の推進《社会教育課》
- 4-1-(5) 社会教育施設の環境整備《社会教育課・図書館》
(ビューパーク競技場改修工事)
- 4-2-(1) 第四次子ども読書活動推進計画の推進《図書館》
- 4-2-(2) 図書館事業の充実《図書館》
- 4-2-(3) 文化財保護の普及・啓発《図書館》
- 4-2-(4) 郷土史や自然に関する事業の実施《図書館》
- 4-2-(5) 郷土資料館及び耕心館の管理・運営《図書館》

瑞穂町立学校における働き方改革推進プラン（改訂版）（案）

瑞穂町教育委員会では、町立学校の教員一人一人が職務に従事できる環境を整備し、働き方改革を推進することで、学校教育の質の維持向上及び教員が健康で働くことができる環境整備を図るために、「瑞穂町の学校における働き方改革推進プラン（以降「当プラン」という。）」を作成した。令和7年度末に、文部科学省・東京都教育委員会の指針を踏まえ、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、当プランを改訂した。

1 学校における働き方改革の目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の更なる質の維持向上を図る。

2 当プランの位置付け・計画期間

瑞穂町教育委員会としての町立学校における実施計画として位置付ける。

瑞穂町立小・中学校が、所属職員の働き方改革を進めるために、各学校がその実態に応じた取組ができるよう、東京都教育委員会が定めたプランを尊重し整合性を図りながら、現在の動向、及び、瑞穂町の実情に合わせて策定する。なお、国の指針においては令和11年度までに時間外在校等時間の削減を目標としていることから、当面の計画期間は令和8年度から令和11年度までとする。

3 目標（令和11年度までに）

☆1か月の時間外在校時間について、45時間以下の割合を100%にする。

☆1年間の時間外在校等時間について、360時間以内にする。

○児童・生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は

・1か月の時間外在校時間100時間未満

・1年間の時間外在校等時間720時間以内

（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで）

一日の在校時間を10時間以内とし、週当たりの在校時間が50時間を超えないようにします。

☆働きがいについて、以下の数値を達成することを目標とし、毎年検証します。

①仕事と仕事以外の生活とのバランスについての満足度を80%以上

②授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合を80%以上

③児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合を80%以上

④教員としての仕事そのものについての満足度（満足している教員の割合）を80%以上

→該当者だけでなく、学校全体で長時間労働を改善する。

→学校全体で各職員の長時間労働の元となる業務を検証し、改善・軽減策を研究・試行等を進め、良策については校長連絡会・副校長連絡会で共有し、他校へ積極的に普及させる。

→教職員一人一人の数値目標を含めた意識改革を進める。

4 取組の方向性

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

- ① 出退勤管理システムによる出退勤管理を行い、一人一人の在校時間を適切に把握します。
- ② 土・日曜日、祝日の出勤は、原則、事前に管理職の許可を得、出退勤管理システムに記録します。また、土・日曜日に連続して勤務する事のないよう、原則、どちらか一日は必ず休日にできるようにします。ただし、試験、部活動等の繁忙期により休日取得が困難な場合は、学期内で調整のうえ取得できるようにします。
- ③ 定時退勤（定時退庁）促進日を学校ごとに年間35回以上設定します。
- ④ 長期休業期間中には、7日間以上の休暇促進期間を学校閉庁日として学校ごとに設定し、休暇の取得を促進します。
- ⑤ 長期休業中の休暇促進期間は、教員の日直を置かず、緊急連絡は町教育委員会で対応します。
- ⑥ 超過勤務を縮減するため、教育委員会から学校への訪問や電話は勤務時間内を原則とします（緊急時、災害時除く）。
- ⑨ 勤務時間外の外部からの問合せは、留守番電話での対応とします。
- ⑩ 勤務時間数の状況について、年1回以上集約、公開するものとし、総合教育会議で報告します。

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

- ① 継続して会議の内容、開催時期、時間や回数を見直し・改善を行います。また、校務用パソコンを活用するなど、効率的な会議運営を進めます。
- ② 学校教材費等の学校徴収金の集金や管理の方法を見直し、システムの導入を検討していきます。
- ③ 統合型校務支援システムにより指導要録・成績処理・通知表・週案簿・出席簿等の作成及び管理を効率的に行うようにします。
- ④ 町内の小・中学校でサーバ等を活用した学習指導案や教材等の共有化を促進し、授業準備等の時間短縮について進めていきます。
- ⑤ 継続して町教育委員会からの調査依頼を精査します。また、国や東京都教育委員会からの調査について、可能なものは町教育委員会内で処理し、学校の負担を軽減します。
- ⑥ 継続して町教育委員会から送付する文書の電子化を進め、各学校の会議や文書処理の効率化を支援します。
- ⑦ 継続して教員研修を精査し、研修の実施回数等（オンライン実施を含む）を見直します。参加人数指定の研修は、それ以上の人数を教育委員会から求めないようにします。
- ⑧ 放課後の施設開放業務を副校長の業務としない方法について関係部署と引き続き協議します。
- ⑨ 町部局各課や外部団体から学校へ参加協力を求める事業等については、参加の仕方や方法を町教育委員会と校長連絡会の中で十分に協議をしていきます。
- ⑩ 保護者・地域からの相談に対して誠実に対応することを前提に、組織的に取り組んでも理不尽な案件に対しては、町教育委員会も協力して毅然と対応していきます。

(3) 学校を支える人員体制の確保

- ①副校長や主幹教諭、主任教諭、教諭などそれぞれが担ってきた業務を見直し、業務の明確化と適正な役割分担を推進します。
- ②学校事務職員との役割分担の見直しを図ります。
- ③町事務、町専任相談員、町図書館司書、クラスサポートスタッフ、スクール・サポート・スタッフ、町教育支援補助員、町教育支援スタッフ、町ALT、家庭と子供の支援員、スクールカウンセラー等の専門スタッフの配置を促進、継続していきます。
- ④芝生の管理について、学校の過度な負担とならない様、地域との協働やその他の負担軽減策を行います。

(4) 部活動の負担を軽減

- ①瑞穂町部活動指導方針に則った部活動を進めていきます。
- ②継続して、町独自の「部活動指導員・部活動指導補助員」を配置していきます。
- ③定時退勤（定時退庁）促進日には、部活動の設定時間を見直した運営を行います。
- ④特に中学校では、他の教育活動とのバランス等の観点から部活動の在り方を検証し、適正化を図り、顧問に従事する教員の負担軽減を図ります。
- ⑤中学校は二校の部活動において、専門的な指導ができる教員等による合同活動や両校の指導を行き来ができる環境にします。

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

- ①教育管理職の職務上の目標として、教職員の仕事の効率化等ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた取組を設定し、組織的対応を実施します。
- ②地域・保護者にこの取組の理解を得られるよう、教育委員会及び各校が啓発していきます。
- ③自己申告等を通じ、教員の長時間労働の改善に向けた意識改革や職場風土を醸成していきます。
- ④ライフ・ワーク・バランスについては、東京都の施策であるため、町として長時間労働の改善や休暇制度の積極的な利用ができるよう支援します。